

# 東海若手起業塾実行委員会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、東海若手起業塾実行委員会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目的)

第3条 当会は、東海地域の次世代を担う若手起業家の支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 起業家を支援する事業
- (2) 起業を周知し、啓蒙する事業
- (3) 起業家育成の土壌を整備する事業
- (4) その他前各号に関連する事業

## 第2章 財産及び会計

(事業年度)

第4条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第3章 構成団体

(構成団体)

第5条 当会の構成団体は、以下で構成する。  
特定非営利活動法人起業支援ネット、特定非営利活動法人アスクネット、  
コミュニティ・ユース・バンク momo、特定非営利活動法人 G-net、  
特定非営利活動法人 ETIC.、一般社団法人アスバシ教育基金、  
公益財団法人あいちコミュニティ財団

(加入)

第6条 新たに構成団体になろうとする者は理事会の承認を受けなければならない

(資格喪失)

第7条 構成団体は次の事由によってその資格を失う。

- (1) 自ら申し出があったとき
- (2) 団体が消失したとき

- (3) その他、理事会で不相当と判断されたとき

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員)

第8条 当会に、次の役員を置く。

理事 5名以上

監事 1名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第9条 理事は構成団体から各1名ずつ選出する。

- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 3 監事は、当会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第10条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度とする。また再任も認める。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度までとする。また再任も認める。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第11条 理事又は監事が次の一に該当するときは、理事会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(監事の職務権限)

第12条 監事は、理事の職務の執行を監査し、善良な管理者の注意義務を負う。

(報酬等)

第13条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

### 第2節 理事会

(権限)

第14条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定

- (2) 理事の選定及び解職
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第 15 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。
- 2 理事会の招集通知は、会日の 5 日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

- 第 16 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第 17 条 理事会の決議は、この規約に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第 18 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第 5 章 事務局

(事務局)

- 第 19 条 当会の事務に従事するほか、理事会で決議した事項を執行するため、事務局および必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
  - 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により定める。

## 第 6 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第 20 条 この規約は、理事会において、議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
- 2 当会の目的並びに理事の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

- 第 21 条 当会は、基本財産の滅失その他の事由による当会の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 22 条 当会が解散をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、贈与先を決定する。

## 第 7 章 附 則

(設立時理事)

第 23 条 当会の設立時理事および設立時監事は、各構成団体の代表者の会議によって選任する。

2 当会の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 秋元祥治、木村真樹、久野美奈子、毛受芳高、山内幸治

設立時代表理事 毛受芳高

設立時監事 村田元夫

(最初の事業年度)

第 24 条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 25 条 本規約に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施行について)

第 26 条 この規約は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 7 月 12 日より、改訂版を施行する。

3 平成 26 年 4 月 24 日より、本改訂版を施行する。